

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、  
地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

菊地 敏 昭 議員

飯野 徹也 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成三十年三月二十七日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

平成三十年十月二日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

平成三十年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関するところについて

日程第七 議案第一〇号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第二一号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 菊地 敏昭 議員 第二番 飯野 徹也 議員

第三番 小峯 松治 議員 第四番 小林 薫 議員

第五番 吉野 郁恵 議員 第六番 桐野 忠 議員

第七番 明ヶ戸亮太 議員 第八番 中原 秀文 議員

第九番 柿田 有一 議員 第一〇番 高橋 剛 議員

第一一番 関口 勇 議員 第一二番 小ノ澤哲也 議員

第一三番 片野 広隆 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 岸田 隆

次長 比留間 富雄

〃 島村 昭仁

岸 康弘  
川越北消防署長 志村 和宏  
川越中央消防署長 安田 勇次  
川越西消防署長 橋本 丈夫  
川島消防署長 谷 島 忠雄  
総務課長 西 村 政徳  
救急課長 秋 山 浩利  
指揮統制課長 程 島 秀二  
監査委員 佐 藤 明  
" 片 野 広 隆

△議場に出席した職員

書記長 小森谷 昌弘  
書記 佐藤 喜幸  
" 武 笠 浩  
" 津久井 広 大

△開 会（午後一時十七分）

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成三十年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。  
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小林 薫議長 直ちに会議を開きます。  
日程に入ります。  
日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小林 薫議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第六五九号

平成三十年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

平成三十年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 平成二十九年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の

一部を改正する条例を定めることについて

○小林 薫議長 以上で、公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小林 薫議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。  
管理者、監査委員より通知のありました出席者につきましては、配布しておきま

したので御了承願います。

川消議会発第四四号

平成三十年九月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第四五号

平成三十年九月二十五日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第六三六号

平成三十年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成三十年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

平成三十年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

副管理者 飯島和夫

会計管理者 栗原 薫

消防局長 大原 誠

次長 岸田 隆

比留間 富雄

島村 昭仁

岸 康弘

川越北消防署長 志村 和宏

川越中央消防署長 安田 勇次

川越西消防署長 橋本 丈夫

川島消防署長 谷 島 忠雄

総務課長 西村 政徳

救急課長 秋山 浩利

指揮統制課長 程 島 秀二

川消監収第二一号

平成三十年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合監査委員

要求により、平成三十年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記  
の者が出席します。

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

片野 広隆

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小林 薫議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

菊地 敏昭 議員

飯野 徹也 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○小林 薫議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題とします。

監査委員より、平成三十年三月二十七日以降本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四〇号

平成三十年三月二十七日

川越地区消防組合管理者

川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長

小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四号

平成三十年四月二十三日

川越地区消防組合管理者

川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第六号

平成三十年五月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年四月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第七号

平成三十年五月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

平成三十年六月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年五月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

平成三十年六月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一三号

平成三十年七月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号

平成三十年八月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小林薫議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、去る平成三十年三月二十六日開会の第一回定例会において、地方自治法

第九十九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

(柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成三十年五月二十九日、七月三日及び八月二十八日の三日間にわたり、消防局三階講堂において、平成三十年三月二十六日開会の第一回定例会において、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

第一日の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会において決定されました建設候補地と建設スケジュールについて説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は新消防庁舎の建設に係る負担の割合、もしくは新消防庁舎の建設候補地の決定についての報告を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第二日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より川越地区消防局・川越北消防署新消防庁舎建設用地の取得方法及び取得費用負担について説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は新消防庁舎の建設候補地の決定に向けての進捗状況の報告を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第三日目の会議は、新消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より消防局・川越北消防署新消防庁舎建設候補地について説明を受け、

種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は新消防庁舎の規模・機能及び訓練施設等の併設施設について調査を行うことを確認いたしましたので、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は本組合における重要な課題であり、今後慎重に調査する必要がありますので、本日に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査とし、十月定例会終了後審査したい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。  
平成三十年十月二日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

○小林 薫議長 以上で、委員長報告は終わりました。  
川越地区消防組合議長 小林 薫様

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第一〇号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○小林 薫議長 日程第七、議案第十号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一〇号

平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成三十年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○小林 薫議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（大原 誠会計管理者登壇）

○大原 誠会計管理者 ただいま上程になりました議案第十号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成二十九年川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きください。決算額総括表により御説明を申し上げます。予算現額は、五十三億六千二百五十六万一千円でございます。

歳入につきましては、調定額五十三億四千五百九十五万九千五百六十四円、収入済額五十三億三千九百六十二万一千五百六十四円、収入未済額九十三万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九九・五七%でございます。

歳出につきましては、支出済額五十三億八百六十五万六千八百三十五円、不用額

五千三百九十万四千六百六十五円で、予算現額に対する決算額の割合は九八・九九%となっております。

歳入歳出差引残額三千九十六万四千七百二十九円につきましては、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金につきましては、収入済額四十九億二千四十万七千四百九十四円で、消防組合負担金といたしまして、川崎市、川島町、それぞれの共通経費及び個々経費の非常備消防費、水利施設費等でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料につきましては、収入済額九十二万三千八百三十九円で、行政財産使用料でございます。

二項手数料、一目消防手数料につきましては、収入済額六百四十六万三千百円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料等でございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金につきましては、収入済額三千四百十円で、職員退職手当基金の積立金利子でございます。

二項財産売却収入、一目物品売却収入につきましては、収入済額三百七十八千円で、不用品売却収入でございます。

次に、四款一項一目繰越金につきましては、収入済額一億二千三百四十六万九千九百一十円で、前年度剰余金でございます。

次に、十二ページをお開きください。

五款諸収入、一項一目預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目受託収入につきましては、収入済額一千二百八十四万七千四百八十一円で、川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目雑入につきましては、収入済額一千四百五千三百三十五円、収入未済

額九十三万八千円で、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などがございます。収入未済額につきましては、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものでございます。

次に、六款一項組合債、一目消防債につきましては、収入済額二億四千八百八十万円で、消防施設整備事業債でございます。

次に、七款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金につきましては、収入済額一千三百四十八万三千円で、消防施設等整備費補助金でございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。歳入合計につきましては、調定額五十三億四千五百九千五百六十四円、収入済額五十三億三千九百六十二万一千五百六十四円、収入未済額九十三万八千円でございます。

続きまして、歳出でございます。十四ページをお開きください。

一款一項一目議会費につきましては、支出済額六百五万五千二百八十八円で、報酬及び旅費等の議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、支出済額四百十九万九千七百円で、報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。

二目公平委員会費につきましては、支出済額七万二百円で、報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。

二項一目監査委員費につきましては、支出済額三十六万二千五百八十四円で、報酬及び旅費等の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費につきましては、支出済額四十五億八千二百九十六万一千七百七十三円で、内容は給料、さらに次の十六ページ以降にございますとおり、職員手当等共済費、備品購入費及びその他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十六ページをお開きください。

二目常備施設費につきましては、支出済額一億四千八百四十三万二千三百二十二

円で、委託料、工事請負費等の常備消防の施設管理に係る経費でございます。

二項非常備消防費、一目川越非常備消防費につきましては、支出済額六千六百八十八万六千六百円で、報酬、共済費、さらに次のページに移らせていただきまして、旅費、備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。

二目川島非常備消防費につきましては、支出済額二千七百四十万六千八百三十九円で、報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川島町消防団に係る経費でございます。三十ページをお開きください。

三項水利施設費、一目川越水利施設費につきましては、支出済額一億二千六百九万二千六百三十円で、工事請負費、負担金等の川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

二目川島水利施設費につきましては、支出済額二百二十四万四千六百六十六円で、負担金等の川島町水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

三十二ページをお開きください。

四項自警消防費、一目川越自警消防費につきましては、支出済額九百四十四万四千八百九十五円で、工事請負費、補助金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。

五項水防費、一目川越水防費につきましては、支出済額三百四十万二千五百八十六円で、共済費、旅費等の川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項公債費、一目元金につきましては、支出済額三億二千二百二十五万四千八百九十七円で、組合分元金償還金等でございます。

三十四ページをお開きください。

二目利子につきましては、支出済額九百五十四万八千九百四十九円で、組合分利子償還金等でございます。

最後に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が、歳出の主な内容でございます。

歳入合計につきましては、支出済額五十三億八百六十五万六千八百三十五円、不

用額五千三百九十万四千六百六十五円でございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(佐藤 明監査委員登壇)

○佐藤 明監査委員 昨年十月に戸口元委員の後を受けまして代表監査委員に就任いたしました佐藤明です。よろしくお願ひ申し上げます。

平成二十九年川越地区消防組合一般会計決算につきまして、審査結果の概要を御説明申し上げます。なお、その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき適正に作成され、その内容についても計数に誤りは認められません。また、予算の執行も議決予算の目的に沿い、良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。なお、金額につきましては千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御理解を賜りたいと存じます。

初めに、当年度の歳入決算額は五十三億三千九百六十二万一千円で、前年度に比べ六・三%増加し、歳出決算額は五十三億八百六十五万六千円で、八・四%増加しております。

決算収支状況について見ると、形式収支及び実質収支は三千九十六万四千円であり、単年度収支は九千二百五十万五千円の赤字となっております。

次に、歳入決算額を款別について見ると、前年度と比較して分担金及び負担金などが増加し、国庫支出金が減少しております。分担金及び負担金が増加した主な要

因は消防組合負担金の共通経費の増加が挙げられ、国庫支出金が減少した要因は消防施設等整備費補助金の減少が挙げられます。

歳出決算額を款別について見ると、前年度と比較して消防費などが増加し、公債費が減少しております。消防費が増加した要因は退職手当の増加が挙げられ、公債費が減少した要因は組合分利子償還金の減少が挙げられます。

次に、予算流用については三十九件で、三千九十七万一千円となっており、前年度に対し、件数では十一件減少しているものの、金額では二百五十六万一千円増加しております。流用は、予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等にのっとり適切な運用に努められるよう要望いたしました。

消防行政を取り巻く環境は、社会・経済情勢の変化、高度情報化の進展、少子高齢化、住民の価値観等の多様化など、様々な分野で大きく変化しております。このような状況下にあつて、当年度は救助工作車等計三台を更新し、高規格救急自動車一台を新規に整備されたことにより、消防力、救命活動の強化が図られたところでありました。

また、川越中央消防署大東分署増築その他改修工事をはじめ、各消防署の施設設備の改修等が実施されたことにより、消防施設及び作業環境の改善があわせて図られたところであります。今後も国が示す消防力の整備指針をもとに車両整備等の推進を図り、計画的な修繕等による消防施設及び設備の充実に努められるよう要望いたしました。

また、昨年は台風第二十一号による被害が発生し、救助活動が行われたことや、異常気象といえる記録的な暑さが続き、熱中症と見られる症状による救急搬送が増加するなど、近年、自然環境や社会環境の変化によるものとみられる災害等が発生しております。このような状況を踏まえると、あらゆる災害に対する迅速かつ的確な対応力をさらに強化することが求められているところであります。

今後も職場内研修を初め各種資格取得研修等へ積極的に参加するなど、職員の能

力向上を図ることにより、高度で質の高い消防行政サービスの提供と組織体制の整備充実に努められるよう要望いたしました。

最後に、今後の消防行政の運営に当たりましては、川越地区消防組合基本計画に基づき、住民が安全・安心を実感できるまちの実現に向け、より一層の努力を期待いたします。

以上、甚だ簡単ではありますが、平成二十九年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○小林 薫議長 提案理由の説明並びに意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議がありませんので、本件は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第一一号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越

市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小林 薫議長 日程第八、議案第十一号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一一号

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成三十年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。  
(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第十一号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、平成三十一年四月一日から東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に本組合職員を派遣するに当たり、公益的法人等への一般職地方公務員の派遣に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第二条表中、川越地区消防組合消防職員の分限に関する条例の項の次に、「川越地区消防組合消防職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」の項を加え、「川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」を準用しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、お願い申し上げます。

ます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第十一号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて、何点か御質疑を申し上げます。

ただいまの提案理由の説明の中でありました東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に本組合の職員を派遣するというところでございます。こちらは、この条例が改正されれば実現されるものでありますが、職員が派遣されるという点とは、それだけ本組合の人が減るわけですので、労働力の低下につながり、そして、労働力の低下というものは、この消防局という特性を考えると、防災力の低下につながることも考えられます。であるならば、その点を事前にかんがみ、派遣をされたとしても、しっかりと本組合の中で防災力を維持できるように環境を整えていく必要があると考えております。

そこに対して、本組合として、組織管理の観点より、どのようなお考えを持っていいのか、お伺いいたします。一回目では、まず概要を確認させていただきたいと思っております。

一回目の一点目に、まず、この派遣でございますが、派遣先でのその職員の業務内容はどのようなものになるのか、お伺いいたします。

二点目に、派遣する職員の役職、そして人数についてお伺いいたします。

三点目に、先ほど派遣期間につきましては平成三十一年四月一日からというお話がございましたが、その派遣が終了する期間、そして勤務地はどこになるのか、お

伺いいたします。

そして、派遣をするということですが、もちろん川越市でもオリンピック競技が開催されますので、そこについて協力態勢を結ぶのは重要であります。本組合としてはどのようなメリットをお考えなのか、お伺いしまして、一回目いたします。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣について、御答弁申し上げます。

一点目、派遣先の業務内容についてでございます。

派遣職員が従事する業務につきましては、当消防組合管内で開催される東京二〇二〇オリンピックゴルフ競技大会の会場警備の警備副責任者として、警察・消防等との連絡調整を初めとした会場警備の全体調整が主なものでございます。

二点目、派遣する職員の職と人数についてでございます。

派遣する職員の職につきましては、業務内容が会場警備の副責任者となっており、警察・消防等関係組織の幹部職員との連絡調整が主な任務となることから、副課長級の職員を一名派遣する予定となっております。

三点目、派遣期間及び勤務地についてでございます。

派遣期間につきましては、平成三十一年四月から大会終了までの間を予定しており、勤務地につきましては、東京都中央区にございます晴海トリトンスクエアが予定されておりあります。その後、ゴルフ競技会場である霞ヶ関カンツリー倶楽部内に警備事務所が設置されましたら、現地の警備事務所に勤務することになります。

四点目、派遣のメリットについてでございます。

職員を東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に派遣するメリットにつきましては、消防部隊との情報共有及び連絡強化が図られることにより、ゴルフ競技大会の警備の充実強化を図ることができるものと考えております。

また、大規模イベント等の警備のノウハウの習得により、今後、当組合管内等で

実施される大規模イベント等の警備の際に、警備態勢の充実強化を図ることができると考えております。

以上でございます。

○小林 薫議長 明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の質疑を行わせていただきます。

まず、今、概要について確認をさせていただきました。

派遣先での業務内容につきましては、警備副責任者として会場警備の全体調整が主なものとなる。そして、派遣されます方は副課長級の職員一名でありました。そして、期間につきましては平成三十一年四月から大会終了までですので、約一年三、四カ月程度の期間となるのが確認されました。

そして、本組合が考えるメリットとしましては、二点ございました。まず、消防部隊との情報共有及び連絡強化が行われることによつて、ゴルフ競技大会の警備の充実強化。そして、大規模イベント等の警備のノウハウの習得というものがございました。

先ほど申し上げましたとおり、一名の方が出てしまうという事は、当組合の中では一名分の穴があいてしまう。それだけ労働力が他の方に流れ出てしまうということが一つ懸念されると考えております。民間で言えば、人がいなくなれば労働生産力が低下してしまいますので、その穴埋めをどうするかというのは非常に苦慮する問題であると考えておりますので、この点については改めて確認をさせていただきますと思います。

メリットについて、先ほど二点御答弁をいただきましたが、もしこの派遣の方が川越地区消防組合から派遣をされて大会終了まで戻ってくるのではない、要するに出ずっぱりの派遣となつてしまつては、連絡強化や情報共有というものも、その共有を図る時間が設けられない。そして、大規模イベント等の警備のノウハウの習得

というものも、そのノウハウを本地区に落とし込む態勢が整っていないと、一人の方だけが情報を持つ、ノウハウを持つだけで終わつてしまいますので、その落とし込みというものをどのように行つていくのかが重要であると考えております。

そこで二回目、一点目にお伺いいたします。

派遣する職員の方がさまざまな情報を得たり、またさまざまなノウハウを得てくるといふものがメリットとして御答弁をいただきましたが、その情報の共有やノウハウをどのようにして本組合の中に落とし込んでいくのか、お考えをお聞かせいただけます。連携態勢について、確認をさせていただきます。

続いて、一名の方が本組合から派遣をされるということですが、これまでその方が担つていた業務というものもございます。そこに対して一名分労働力がなくなつてしまうということを考えたときに、その業務の穴埋めをどのように補つていくのか。その体制づくりについて、二回目の二点目にお伺いをしまして、私からの質疑とさせていただきます。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

まず、派遣職員との連携態勢についてでございますが、本組合では東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会のゴルフ競技の開催に際し、関係機関との連携態勢を確保するとともに、万全な消防特別警戒態勢の確立を推進することを目的として、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策委員会を設置しております。派遣職員との連携態勢の確保につきましても、当該委員会を窓口として行うことを予定しております。また、連絡方法等につきましては、今後、派遣者が正式決定したら、調整する予定でございます。

次に、派遣後の体制についてでございますが、定期の人事異動をもつて適任者を充て、派遣に係る人員減につきましては、他の研修派遣の人員の調整を図り、人員減とならないよう対応する予定でございます。

以上でございます。

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。以上で質疑を終  
結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件  
の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに  
決定いたしました。

#### △追加議案提出

○小林 薫議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を  
書記をして朗読いたさせます。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総発第六六〇号

平成三十年十月二日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

追加議案の提出について(通知)

平成三十年本組合議会第三回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

#### 記

一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

#### △日程追加

○小林 薫議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第九とし  
て日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに  
決定いたしました。

△日程第 九 同意第 一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ  
て

○小林 薫議長 日程第九、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについてを議題といたします。

#### 同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二  
項の規定により、議会の同意を求める。

川越市大字並木二百二十四番地

清水 昇

昭和二十四年九月六日生

平成三十年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

#### △提案理由の説明(管理者)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任に  
つき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員清水昇氏が本年十月十四日をもって任期満了となりますが、  
ここに同氏を再任したいと考えますので、地方公務員法第九条の二第二項の規  
定により、議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和二十四年生まれで、川越市大字並木に御在住であります。

昭和四十八年に川越市に就職され、平成二十二年三月に退職されるまでの間、健康福祉部福祉課長、市民部参事、都市計画部副部长、市民部長等を勤められ、平成二十六年十月から本組合公平委員会委員としてその職に当たられている人格が高潔で、かつ深い識見を有している方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明が終わりました。

△質疑・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。  
これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△閉 会

○小林 薫議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。  
閉会いたします。

午後一時五十七分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

議案提出書の公表について  
議案提出書を公表した。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。  
会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

平成二十九年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意

日程第九 同意第一号

日程第八 議案第一一〇号

日程第七 議案第一〇号

日程第六

日程第五

日程第四

日程第三

日程第二